

令和 6 年度

第 16 期第 39 回海区漁業調整委員会  
議事録

令和 6 年 7 月 23 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年7月23日(火) 午前10時00分から 10時32分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について
- 3 その他  
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 淩井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

主幹 藤原正嗣  
主査 葛西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英  
係長 程川和宏  
主任 福田遼

傍聴者

なし

計 20名

## ○小川会長

ただいまから第 39 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、全員出席ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濱中委員と木村那津子委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。

1 – 1 ページにありますように、令和 6 年 7 月 3 日付け農林水第 24-4113 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

三重県漁業調整規則第 12 号第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

今回は、さより船びき網漁業の取扱いに関する諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

## ○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

## ○水産資源管理課（程川係長）

今回対象となる漁業については機船船びき網漁業のうち、さより船びき網漁業です。

1 – 1 ページに、今回の諮問書を付けています。

1 – 2 ページをご覧ください。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項で「知事は公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」と定められています。

1 – 3 ページの改正理由書をご覧ください。令和 6 年 9 月 30 日で許可の期間が満了となる、さより船びき網漁業を引き続き営もうとするために、取扱方針を一部改正するものとなります。改正の内容については、許可又は起業の認可を申請すべき期間を設定するというものです。

1 – 4 ページ、1 – 5 ページをご覧ください。取扱方針の別紙一覧を示しています。1 – 4 ページの 3、「さより船びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱い」の改正内容について具体的に説明します。

1 – 6 ページの新旧対照表をご覧ください。今回の変更点は、許可の有効期間が現在令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日となっているものを今回の切替えにあわせ、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日に更新するものです。

この許可の有効期間については、三重県漁業調整規則第 16 条第 1 項で定められている期

間である3年として更新をする予定です。

続いて、許可又は起業の認可を申請すべき期間についてです。(2) 上記以外の漁業種類について、現在令和3年8月16日から同年8月30日までとなっているものを、今回の切替えの期間に関しては、令和6年8月2日から同年9月2日に変更したいと考えています。申請すべき期間については、日程は前回の切替え時よりも余裕を持たせた期間として設定したいと考えています。

制限措置、許可の条件等については、今回変更はありません。

1-7ページ以降、機船船びき網漁業（さより船びき網）に関する許可又は起業の認可に関する取扱い、今回の改正案を添付していますので参考にご覧ください。

説明については以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

諮問の内容とは違うが、サヨリは10年前と今では資源量は変わっていないんですか。

○水産資源管理課（程川係長）

資源量については具体的に把握していませんが、さより船びき網漁業の許可を受ける方の数は減っているので、資源は減っている状況にあると思います。

○永富委員

温暖化の影響で最近特に少なくなったような気がします。サヨリを獲りに行く船が少ない。魚価が低いのでだいぶ減ったと思う。温暖化が言われ出してから一気に減った。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。

意見がないようですので、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。

遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示は、平成17年から毎年発動しているもので、水産基本法第31条に規定する「漁業と遊漁の共存」をめざし、指示区域の縮小・廃止を目的とするもので、本年度も継続して発動するかどうかをお諮りするものです。以前はこの委員会指示に関して関係する漁業協同組合に対して現地での聴き取り調査を行っていましたが、令和2年度からアンケートにより調査しています。

2-1ページのアンケート調査結果をご覧ください。問1から問3まで委員会指示の継続についての希望やその理由、問4で地元の漁業協同組合で遊漁のまき餌釣りを認めたことがあるかどうかについて、問5で遊漁との漁業調整上の問題について聞いています。

2-2ページにアンケートの結果を取りまとめた表を示しています。各漁業協同組合からは継続を希望し、遊漁との問題もほとんどないとの回答でした。

以上のように、すべての海域で継続を希望されており、遊漁との大きな問題も生じておらず、前年と同様の案を作成させていただきました。

2-3ページ及び2-4ページが改正案、2-5ページ及び2-6ページが現行の委員会指示です。現在の委員会指示からの変更点については、下線部の告示番号、告示日、委員会指示の有効期間です。その他は変更ありません。

告示番号は「第4号」、告示日は「令和6年8月13日」の予定で、会長名は「小川和久」、有効期間は、「令和6年9月1日から令和7年8月31日」までの1年間です。

委員会指示の内容や別表、別掲については変更ありません。

審議の程よろしくお願ひします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○掛橋委員

まき餌釣り等に関する委員会指示から話がそれるが、最近、遊漁船が夜パヤオに行って、ものすごく明るいLED集魚灯を使うので、漁業者は困っているという話を聞く。遊漁船の集魚灯LEDは物凄い明るいので、いか釣り等の漁業者が被害を被るというような話が最近頻繁に出る。それで遊漁船の集魚灯の規制というのではないですか。まき網は決まっていますよね。

○田邊委員

夜釣りでも決まっていますよ。

○掛橋委員

決まっているはずなのに、遊漁船に関しては規制が無いのか。

○田邊委員

最近、尾鷲でも多いですね。

○掛橋委員

そういう話が出てきているので参考まで教えていただけませんか。

○濱中委員

熊野では昔は白熱球の場合は2,000ワットまでだった。

○掛橋委員

遊漁船の制限ですか。

○濱中委員

地域の遊漁船でなく、さんま棒受け網漁業。

○掛橋委員

地域で決めていた。

○濱中委員

地域と違って県の決まりでしょ。LEDになってからワット数が問題になっている。とても明るいが、ワット数が小さい。

○小川会長

それは漁業者が決めたのではなく、遊漁船が決めたのではないですか。

○濱中委員

遊漁船じゃない。

○濱田委員

漁業では決まっている。

○濱中委員

漁船はたぶん決まっている。遊漁船はどうか。

○小川会長

掛橋委員が言われたのは、遊漁船がLEDを使いだしたので、規制する方法がないかということ。県サイドどうですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

先ほど委員から質問のありました集魚灯については、「遊漁者等の漁具漁法の制限」にあたってくると思います。現在の漁業調整規則ではそれは対象となっていませんので使用することはできる、というのが回答となります。ただし、「電気設備の制限」ということで、

いか釣り漁業については電球2キロワットまでというのが決まっているので、それを超えない範囲で使用して欲しいとお願いのレベルで遊漁者の方にお話しすることはあります。

○小川会長

では委員会指示を新たに作るとなると、どういう手順になるのですか。遊漁者に対するまき餌の制限があるように、集魚灯に対する規制も新たに設けるという場合にはどのように対処すれば良いか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

まず遊漁者と漁業者との会議の場でそのような問題を提起します。その後、海区漁業調整委員会で状況を説明して、委員会のなかで議論していただくことになると思います。

○濱田委員

水中灯についてはどうなのでしょうか。集魚灯と水中灯と違うもので。

○小川会長

違うのですか。

○濱田委員

違います。昔の白熱電球みたいなものです。LEDの2,000ワットは、白熱電球に換算すると2万ワットほどです。熱量が全然違う。

○濱中委員

LEDの場合、光量を500ワット位までに抑えないと、白熱電球の2,000ワットと同程度にならない。

○濱田委員

LEDは10倍近くある。

○小川会長

今までこういう問題が無かった中で新たな問題として提起がされた。新たに規制を設けるために海区漁業調整委員会として指導するのか、あるいは県サイドに任すのか、委員の皆さんいかがですか。

○濱中委員

集魚灯については、漁業者も遊漁者も禁止になるのか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

まき網漁業許可の制限内容として、水中灯は何ワットまでというような制限があります。しかし、一本釣りは、自由漁業なので制限はありません。違う仕立てで制限をかける必要

があります。先ほども申しましたとおり、現在のところは漁業調整規則のいか釣り灯のみ該当するということになります。改正漁業法以前の漁業調整規則では、このいか釣り漁業の他にまき網漁業も記載していましたが、まき網漁業許可にその内容がもりこまれているので、漁業調整規則からは外れています。水産庁の指導により抜いているということです。

○小川会長

漁業者にはそういう規制があるなかで遊漁船あるいは遊漁者に対してはなにも規制がない。これをそのまま放置して良いのか。皆さんのお意見を聞かせていただければと思います。

○濱田委員

尾鷲でも聞きますが、水中灯で夜中にアジとか釣ってしまうもので、朝から漁業者が釣りにいっても全然釣れないらしい。

○小川会長

そういう影響がすでに出てるので、海区漁業調整委員会として規制を設けるべきなのか、皆さんのお意見をお聞きしたいです。

○永富委員

規制をすべきだと思います。あまりにも遊漁船が法を盾にとてやりたい放題、これはもうみんな経験している。

○小川会長

ここで整理します。議案2「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示」については、皆さんご異議ありませんか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

異議がないようですので、議案2については事務局の原案どおり発動することとします。遊漁者や遊漁船への集魚灯あるいは水中灯に関する規制を委員会指示で新たに設ける場合の手続きなどを調べてください。

○事務局（藤原主幹）

事務局から他県や水産庁に状況を確認します。また、既に委員会指示を発動している事例があれば、どういう経緯で発動したのかも確認します。

○藤原会長職務代理者

規制するにもいろいろな委員会指示のやり方があると思います。行政サイドから規制する方向で進めると水産庁から駄目と言われる可能性が非常に高い。他県の情報を集めつつ、

集魚灯規制について海区漁業調整委員会でも協議し、我々漁業者サイドから要望書を知事あてにもあげていくという二つのやり方でやっていかないといけないのかなと思う。ちなみに非漁民の漁具・漁法のなかで、火光利用は全然明記されてなかったかな。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

非漁民の規定については、火光利用が制限されているものは、やす、じょれん、は具のみになっていて、釣りとか竿釣り手釣りについては特に制限かかっていませんのでできます。これは昔からずっとこのような状態になっていて、先ほども藤原会長職務代理者からご発言があったように、やすの問題と同様で、どうして遊漁者の権利を阻害するようなことを一方的に決めるのかと言われて終わりになる可能性が非常に高いです。それで、まずは遊漁者と漁業者が協議して、その後、事実をずっと積み重ねて、現状このようになっていますから明文化しますというような順序を経ないと調整規則に盛り込むことは難しいと考えています。ですのでまずは遊漁者と県と漁業者が話をする場があるので、その場を利用して遊漁者に理解を得るよう話をして、その後委員会指示などの事実を積み重ねてそういう制度を明文化するといった手続きになろうかと思います。

○小川会長

遊漁者と話をするのは海区漁業調整委員会ではなく、各漁協が手配してすることですね。被害がどれくらい出ているのかというところから遊漁船との話し合いをするということですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

各漁協で行う場合もあるかと思いますが、まずは今回そういった問題があるということを県も認識しましたので、県内全域で話し合いをする会議の場がありますので、遊漁者の代表者と意見交換をしたいと考えています。

○小川会長

わかりました。

○永富委員

いか釣り漁業は光の強さが2キロワットって決まっている。LEDは光が強い。そういう物ができるのは良いけど、光の強さっていうのはそりや制限しないといけないと思う。そうでなければ漁業と遊漁が同じにならない。

○田邊委員

白熱球は今どき少ないし高い。白熱球で2,000ワット発電しようと思ったら、漁船のエンジンでも回転が落ちるくらい負荷がかかる。LEDだと負荷がかからないので、普通のエンジンでも発電できるような、負荷がかからないような電球になっている。LEDの300ワットでおそらく電球で2,000ワットくらいの明るさがあるのではないか。

○永富委員

それを科学的に証明して、同じものを使うというような法則をとらないといけない。それで漁業者は LED に変えようと思ったら、リース事業があるので、変えていい場合やったら変えれば良い。だけどその光の強さの制限というのは LED であろうと白熱灯であろうとその明るさは絞らないと駄目。LED を 2,000 ワットでつけたら非常に明るくなる。

○小川会長

それでは各委員の意見を参考にして、県で遊漁者とお話をさせていただくことで、第一段階がそこからという話です。その結果を伝えていただき今後どのような対処をするか検討することになる。

○掛橋委員

ぜひそういう方向で。と言いますのは、三重外湾漁協の総代会の時に議場での発言ではないのですが、総代から遊漁の集魚灯規制について意見が出て、なんとか協議してくれないかと依頼された。ぜひともそういう形でお願いします。

○小川会長

漁業者がどんどん少なくなるのに、遊漁船、プレジャーボートがどんどん増えてくる。私の地域でも漁業者間でまき餌をしないように規制をかけている場所に遊漁船がきて、そこでまき餌をしてイサキを釣ってしまう。漁業者が規制をしている中で指をくわえてみでないとだめなのかという突き上げがありました。漁業者の人数が少なくなる中で漁業者の主張がどんどん弱くなっていく。そんな中で必要なところは規制をかけながら、善処していくっていうのがやっぱり筋道なのかなと思います。県は今回委員の意見を聞いたなかでいろんな善後策を講じて下さい。

他にご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、その他「次の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回の委員会については8月27日（火）10時からの開催をご提案します。  
場所は、三重県労働者福祉会館2階第2会議室の予定です。

○小川会長

次回の委員会は8月27日（火）10時からの開催でよろしくお願いします。  
ありがとうございました。  
これをもちまして、委員会を閉会いたします。